

新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会規則第2号

新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和57年新潟市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第1項第7号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「法」に改め、同項中第19号を第20号とし、第18号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第15号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第14号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第10号の次に次の1号を加える。

（11） 幼保連携型認定こども園について、法第27条の規定に基づく市長からの求めに応じ、意見の申出をすること。

第2条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「事項」の次に「又は委員会から求められた事項」を加える。

第3条第1号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。